

平成26年度第1回林野庁入札等監視委員会 審議概要

開催日及び場所		平成26年7月15日(火曜日)林野庁入札室			
委員		前原一彦(公認会計士) 水上博喜(弁護士) 近田直裕(公認会計士、税理士)			
審議対象期間		平成26年1月1日～平成26年3月31日			
審議対象案件		24件	うち、1者応札案件6件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件		4件 (抽出率 17%)	うち、1者応札案件 2件 (抽出率 50%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件 (抽出率 - %)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	1件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件	
		指名競争	公募型指名競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			工事希望型競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			その他の指名競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
		随意契約	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件	
	業務	一般競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件	
		指名競争	公募型競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			簡易公募型競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			その他の指名競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
		随意契約	公募型プロポーザル	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			簡易公募型プロポーザル	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			標準型プロポーザル	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			その他の随意契約	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
		物品・役務等	一般競争	1件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			指名競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
	随意契約(企画競争・公募)		2件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件	
	随意契約(その他)		- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件	
	(特記事項) ・抽出の4件については、落札率の高かった契約、1者応札となった契約等を抽出した。				
	委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問		
			回答等		
		(詳細に記述すること。)			
		(詳細に記述すること。)			
		(別紙のとおり)			
		(別紙のとおり)			
委員会による意見の具申又は勧告の内容		該当なし			
[これらに対し部局長が講じた措置]		<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin-right: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px;"></div> </div>			

事務局: 林野庁林政部林政課会計経理第1班

(注)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。

	意見・質問	回 答
<p>委員からの意見 ・質問、それに対する回答等</p>	<p>抽出契約について 工事関係 〔抽出番号1：林野庁東陽宿舎2号棟 屋上防水改修工事〕</p> <p>・入札に直接関係ないかもしれませんが、工事関係に関する紛争については裁判所ではなく仲裁審査会に持って行くのですか。</p> <p>・それは契約の最初の段階からそうなのですか。</p> <p>・この業者はどのくらいの規模の会社なんですか。</p> <p>・こういう屋上防水改修工事という工種であれば感覚的にはもうちょっと入札に参加する業者が多くていいような気がします、その辺はどのようにご覧になっておられるのでしょうか。</p> <p>・今回は完全に価格だけで決まっていますが、技術力は関係ないのでしょうか。</p> <p>・この宿舎は築何年くらいですか。</p> <p>・東陽宿舎2号棟ということは、1号棟も、他にもあるのでしょうか。また、他の宿舎の工事もあると思うのですがまとめてやるわけではないのですね。</p>	<p>・そのとおりです。裁判所への提訴に代えて建設工事紛争審査会の仲裁に委ねるものです。</p> <p>・そのとおりです。最初から当事者双方で合意書を交わしております。</p> <p>・資本金3千万円、社員11名の会社です。結構官公庁の工事を行っているところで、林野庁の工事参加は今回初めてです。</p> <p>・工事内容のわりに結構少額だということ、人がいないことに加え、加資材が足りないと聞いています。</p> <p>・今回は公告にある資格条件を満たした者による価格競争としました。</p> <p>・昭和43年築ですので40年以上です。</p> <p>・そうですね、全部で7棟あるうちの1棟についての修繕工事です。毎年度の修繕予算が潤沢にあるわけではありませんので順番に計画を立てながら実施しています。</p>
	<p>物品・役務関係 〔抽出番号1：制服の調達〕</p> <p>・入札参加者が5社あるのですが、今回の落札者は前にも契約を結んだとこ</p>	<p>・23年度に実績があります。前回は、違う業者です。</p>

<p>ろですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・数量は、男性用が2, 492着で女性用が157着ですが、女性が少ないんですね。</li> <li>・契約書にある縫製工場の会社というのはどういう会社ですか。</li> <li>・林野庁の仕様書を了解した上で下請けているということでしょうか。下請会社は契約書に手書きですが、最初から決まっていなかったのでしょうか。</li> <li>・入札公告を見ますと、この抽出されたシャツ型制服以外にもジャンパーとズボンがあり、これは様式3によると別の会社が落札しているのですが、これは抽出案件とは別に調達する方が良いということですか。</li> <li>・仕様書を見ますと、生地の種類や糸とかそういうものもきちんと決められているわけですね。そして多少のプラスマイナス何%というのもありますけども、そういう意味ではどこが作っても同じものが作れますね。</li> <li>・単価は、男性用より女性用の方が高いのですがこれは一般的にそうなのですか。</li> <li>・今回の2, 649着ということですが、これはだいたいどれくらいの頻度で調達しているのでしょうか。</li> <li>・入札参加者が5社となっていますが、シャツを作っているメーカーはとも多いと思うのですが、5社となっ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そうです。男性職員に比べると女性職員はすくないです。</li> <li>・契約会社の下請け会社です。</li> <li>・契約決定段階では下請まではわからないのですが、契約書作成の際に縫製工場の会社名を入れたものです。</li> <li>・抽出案件のシャツと、ジャンパー及びズボンでは生地が違います。シャツ専門の業者もいますし、ジャンパーのような厚手専門の業者もいますので、分けた方が参加しやすいということで分けて発注しています。</li> <li>・作ることは可能です。ただ、得意不得意はあるかと思われます。</li> <li>・女性用は数が少ないのでどうしても単価的には割高になります。</li> <li>・森林管理局の出先も含めた職員への制服の貸与年数は、主に事務をやる職員と、主に現場に出る頻度が多い職員では違いがあり、3年に1着とか、2年に1着とか、本当に現場が多い職員は1年に1着というふうに決まっております。その中で今回必要な数量ということですよ。</li> <li>・スーパーなどで一般的に売られている服ではなく特殊な仕様で発注しているもので、やはり、これまで参加</li> </ul>
---	---

<p>た理由はあるのでしょうか。5社以外にも入札説明書を取りにくるところはあるのでしょうか。</p> <p>・一応、入札説明書は結構取りに来るんですね。</p>	<p>した業者が入ってくるのだと考えます。仕様を見て、やはり難しいとか、生地がないとかということで断ってくる業者も多い状況です。</p> <p>・そうです。</p>
<p><b>物品・役務関係</b>  <b>〔抽出番号2：平成25年度木造公共施設の整備における評価手法の改善に関する調査事業〕</b></p> <p>・随意契約の理由が、最低価格落札方式はダメ、総合評価落札方式もダメということで随意契約とし、企画競争にしたということですが、企画競争ということは企画さえよければいいということですね。随意契約の中には企画競争と何があるのですか？</p> <p>・公示の中に、企画書等の提出期限及び提出場所とありますが、これは提出いただくときに具体的に口頭で説明を受けるといようなものなのでしょうか。</p> <p>・提案書の審査は、具体的には審査者は書面で審査をやるのでしょうか。</p> <p>・今回は1社しかいないが、複数いた</p>	<p>・随意契約の企画競争の方式意以外では、よくあるのが少額随契と言われるもので、金額が小さいものについては、わざわざ手続き踏まなくてもよいというのがあります。それ以外に、専門でそこしかやれないというような場合についても随意契約になる。</p> <p>随意契約については財務省からも厳密に取扱いなさいとされているので、随意契約でやるとしてもほとんどは企画競争で行うのが普通です。それ以外だと専門で出来るところがそこしかないというもの、あとは特殊なのは、林野庁ではあまり例がありませんが、国の行為を秘密にしなければいけないという場合があります。</p> <p>・提出時点でそこまでは求めていません。</p> <p>・公示の6にあるように、企画書の提案者を呼んで企画提案会を開催し、審査委員の各者が実際の説明を聞いて審査をするということをやっています。</p> <p>・時間を区切って順番に説明願いま</p>

<p>場合には同時に企画提案するのですか。</p>	<p>す。</p>
<p>・木造公共施設の整備に関する費用と効果というのはどのようなものを思い浮かべればよいのですか？</p>	<p>・例えば、木造の公民館を建てるとして、建てる費用が「費用」で、「効果」の部分は例えば、この施設を訪れた滞在者が大人であれば1時間あたり800円とかの時給が発生しますので、3時間いるとすると、人数×3時間でだいたいこの施設に何時間滞在するだけの魅力があるという計算をしてそれを「効果」とし両者を比べるといったようなことです。</p>
<p>・実際800円をもらうわけじゃないんですよね？</p>	<p>・実際もらうのではなく、そういう評価ということです。これまでは、それだけではなく、いろいろな係数を使ったりして出してたんですが、その計算はおかしいんじゃないかという話が出てそれを大々的に見直しました。</p>
<p>・人が入ればいいというわけではないわけですよね。</p>	<p>・例えば図書館みたいなどころだと、滞在時間は長いですが、駅のようなところは人はたくさん来るが滞在時間は短いと、そういう施設もあるので、どこの施設でも使えるやり方とか、こういう施設だったらこのやり方とかいうのも検討しようというところですよ。</p>
<p>・新しい方法、見直しを進めてきたのが平成25年4月以降ということは、逆にいえば今までは違う尺度で評価していたと。評価方法はコンサルティング会社をお願いして作ってもらっていたのですか？</p>	<p>・平成始まったくらい頃かもうちょっと昔から作ったものでやっていた、具体的な検討を誰が行っていたかわかっていなかったのですが、ちょっとおかしいんじゃないかということになって直したということです。</p>
<p>・直接経費の技術者給について、金額が違う方がいますが、どういう違いですか？</p>	<p>・主任研究員と副主任研究員の価格差です。</p>
<p>・かなり特殊な分野だと思うんです</p>	<p>・1者だったので、アンケートを行</p>

<p>が、他の業者は競争には参加してこなかったんですね。そこはどう考えますか。</p>	<p>った結果、非常に年度末に近く、短期間というのと、内容的にもちょっと割に合わないと判断されたところがほとんどで、あとは完全に専門外だということもありました。</p>
<p><b>物品・役務</b>  <b>〔抽出番号3：CLT等新製品・新技術利用促進事業のうちCLT実用化促進（接合部データ等の収集・分析）〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CLTの案件は全部でいくつあるのですか。</li> <li>・この協会には、OBは入っているんですか？</li> <li>・この協会は、途中から一般社団法人になっていますが契約の段階ではこの協会の会長との契約ということでしょうか。</li> <li>・法人としては存在していなかったんですね。そのときは個人との契約になっていた？</li> <li>・いまはどうなんですか？</li> <li>・今回うまくいっていますが、金融機関も法人格なき社団というのは作らせてくれません。支払いに際して喧嘩になって中止になってしまうこともあり得るので、注意されたほうがいいかと思います。</li> </ul>	<p>(説明冒頭に、CLTについて実物の断片、パンフレット等で説明。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全部で24課題、そのうちの14課題を選んでいきます。この部分で言えば5者で、4者を採用。</li> <li>・OBはいいいていないです。基本的に製材屋さんが作ったところで、そこに建設会社とか設計事務所とかが入っています。</li> <li>・会長は協会加盟の会社の社長さんですが、CLT協会の会長を兼ねています。  当時、CLTを作っていたところが加盟して、CLT協会という一つの協会を作ったということです。</li> <li>・団体としての活動はしているが、契約の時点では法人化していない状態です。</li> <li>・今は一般社団法人になっています。</li> <li>・わかりました。</li> </ul>

	<p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・法人格なき個人との契約には注意いただくこととし、委員会としての意見はなし。</li></ul>	
--	--	--